

## 「第 108 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 5 年 11 月 15 日（水曜日）に、「第 108 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省第 3 特別会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

### 1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供とともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は有田芳子委員が議事進行役を務めました。また、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき、臨時委員として全日本スパイス協会の柘植信昭氏をご出席いただきました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和 5 年 6 月から 7 月に開催された第 54 回残留農薬部会 (CCPR) 及び令和 5 年 10 月に開催された第 33 回一般原則部会 (CCGP) の報告を行い、今後の活動として令和 5 年 11 月から 12 月に開催される第 46 回総会 (CAC) 及び第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

### 2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

#### (1) 第 54 回残留農薬部会 (CCPR)

・議題 1 「議題の採択」について、山口隆司委員から、部会報告書のパラグラフ 7 に CCPR と FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) の手続強化を議題 11 にて扱う旨の記載があるが、正しくは第 108 回コーデックス連絡協議会の資料に記載されているとおり、議題 13 ではないかとの質問がありました。これについて、ご指摘のとおりである旨回答しました。

・議題 2 「報告者の選任」について、辻山弥生委員より、他部会では報告者の選任手続はなく、また今回報告者が代わったということだが、どのような意味があるのか質問がありました。これについて、永く報告者を務めた方が退任されたので報告があつた旨回答しました。

・議題 3 「コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項」について、森田満樹委員から、EU が農薬最大残留基準値 (MRL) の設定に当たって「環境に関する事項」を考慮することを改めて求めた、とあるが具体的にはどういうことか質問がありました。また、議題 4 a 「環境に関する地球規模の課題」でも、EU が環境に関する地球規模の課題について、CCPR における MRL 設定に際しても考慮すべきではないかとの意見を出し、FAO の JMPR 事務局から、FAO/WHO 合同農薬管理会議 (JMPM) 等と情報共有するのはよいことだが、環境に関することは CCPR の付託事項の対象外であり、CCPR はあくまで食品安全の観点で科学的な評価により決定する場であると反論があったとのことであるが、他のメンバー国からも EU の意見に反対する意見があつたか、と

の質問がありました。

これについて、EU の MRL 設定に当たっての考慮事項には、例えば「ワシントン条約（CITES）との整合性」があり、議題 7「食品及び飼料のコーデックス分類の改訂」では、EU は絶滅危惧種を食品分類に含めることは、絶滅危惧種の製品の貿易を促進するとの考えに基づき、CITES の附属書 I に掲載された絶滅危惧種を分類から削除することを求めたが、本会合で議論することではないとして認められなかつた旨回答しました。また、EU は、議題 6「食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）」において「環境に関する事項」の例として「花粉媒介者の減少」や「難分解性、生物蓄積性で、毒性の高い物質の環境中の蓄積」を挙げていたが、これらも本会合の中では取扱われていない事項であること、これらの意見のうち議題 6 に関しては特に反応がなく議論にならなかつたこと、絶滅危惧種については、議題 7「食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂」において食品分類の「前文」に示す文言をめぐって議論になり、EU が「本分類は、他の分野の国際合意と矛盾することを意図しない。本分類中に国際的に絶滅危惧種として認識された種があったとしても、そのような種からの製品の貿易を促進する試みとして捉えるものではない。」と追記を提案したのに対して、我が国、米国、NZ 等から、このようなコーデックスのマニュアル外の内容の記載を認めるべきではなく、本会合で議論すべきものでないとの懸念を示す場面があつた旨回答しました。

・上記に関連して、辻山弥生委員より、EU がどのような主張をする背景は何かとの質問がありました。これについて、EU 内では域外のミツバチ等花粉媒介昆虫の保護を目的として個別農薬の MRL を引き下げる等の対応をしており、その背景には、EU で実施されているグリーンディール政策等への考慮があると考えられる旨回答しました。

・同じく議題 3 について、山口隆司委員から、報告書のパラグラフ 13 (iv) (c) に記載されているエチレンオキシドの検討は議題 12 で行うとされているが、正しくは第 108 回コーデックス連絡協議会の資料に記載されているとおり、議題 11 ではないかとの質問がありました。これについて、ご指摘のとおりである旨回答しました。

・議題 5(a) 「2022 年 JMPR における一般的検討事項の報告」について、辻山弥生委員より、オクラに関する決定は日本に影響はないのか質問がありました。これについて、日本の MRL は日本でのリスク評価を基に設定していることから直ちに影響しない旨回答しました。

・議題 7(a) 「クラス B - 動物由来の一次食品（ステップ 4）、クラス E - 動物由来の加工食品（ステップ 4）」について、穂山浩委員から、昨今、代替たんぱく質として昆虫食が注目を集めているが、昆虫も含まれているか、との質問がありました。これについて、本会合では無脊椎動物についても議論され、改訂された分類には昆虫も含まれている旨回答しました。

・議題 7(c) 「MRL 適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物）」について、森田満樹委員から、分析部位について、バナナとマンゴーが議題となっているが、原則として皮を含む全果を分析部位とするということではなく、個別に議論される背景は何か、との質問がありました。また、日本では、コーデックスの動向を踏まえ、メロン、もも、キウイなど、果皮を含む全果へと移行する予定となっていると承知しているが、バナナ、マンゴーについては今後どのような見通しか、との質問がありました。これについて、個別に議論される背景は、各国が自国の貿易

上の関心品目について議論を提起（例として、エクアドルがバナナの議論を提起）しているためであること、我が国では、現在、バナナは「果柄（かへい）部を除去したもの」、マンゴーは「種子を除去したもの」が分析部位とされており、これらの品目について、果皮は現在も分析部位に含まれている旨回答しました。

・議題 8 「CCPR と食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRVDF の合同作業部会 - 作業の状況」について、戸部依子委員から、農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する調和とは、飼料作物の残留農薬と、動物用医薬品の残留の調和を指すのか質問がありました。これについて、その通りであり、飼料作物に農薬としての使用があり、動物用医薬品として直接家畜への使用もある物質について、両経路を考えるということである旨回答しました。

・上記に関連して辻山弥生委員より、暴露評価をして MRL を決めるということであるが、今までそれぞれの暴露を別々に評価していたということか、との質問がありました。これについて、その通りであり、今まで FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）と JMPR で評価が行われ、農薬としての残留と動物用医薬品としての残留で異なる MRL が設定されることもあったが、今後は貿易上の混乱を避ける観点でなるべく統一した MRL にするため合同作業部会にて取り組んでいる旨回答しました。

・議題 9 「健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理」について、辻山弥生委員より、データが提出され進展する見通しはあるのか、日本は協力できるのか質問がありました。これについて、電子的作業部会（EWG）にて管理することで関係者の関心を集めることができること、提出されるものがあるかは今のところ不明であること、日本から協力できることがあれば検討したい旨回答しました。

・議題 11 「JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定」のエチレンオキシドについて、山口隆司委員から議題 3 では「エチレンオキシドについて、くん蒸用の農薬としても使われているとの情報があつたため、農薬の定義との整合性や、農薬にも該当する場合、JECFA と JMPR がどのように協調して評価を進めるべきかについて意見を求められている」とあるが、議題 11 「JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定」にある議論の結論では「残留農薬としての評価についての結論を待たず、まずは JECFA が先行して評価を行い、追って必要に応じて残留農薬としての評価との調整を図れば良い」との結論になったことについて、「農薬の定義との整合性」の議論はされなくてよいのか、JECFA 及び JMPR が協調して評価することはないのか、との質問がありました。

これについて、農薬の定義との整合性については、くん蒸用の農薬としての用途があるのであれば、農薬として JMPR で評価が可能、とされていること、JECFA 及び JMPR が協調して評価する可能性については、JMPR で評価するのであれば手続きとして JMPR による評価の優先度リストに掲載するか特別の評価要請が必要であること、評価には農薬としての使用方法や毒性及び作物残留のデータが必要となることから、まずは MRL 設定をすることで貿易上の支障をなくす、という観点から JECFA で評価を行うことになった旨回答しました。

・議題 12 「長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質（CRM）の純度と安定

性のモニタリング」について、辻山弥生委員より、インドとアルゼンチンにより提案されたと承知しているが、精度管理が実施されている分析機関での長期間の分析データが必要になるが実現可能なのか、全ての物質について対応可能なのか質問がありました。これについて、作業の趣旨としてはその通りであるが、有効期限が切れているCRMを有効利用できるかは今のところ不明である旨回答しました。

・鶴身和彦委員から、一般論として、農産物や食品の輸出促進の観点からもコーデックス MRL の設定に関して我が国から積極的に貢献していくことが重要と考えているが、特に積極的に取り組んでいるものはあるか、との質問がありました。これについて、特定の化合物についてではないが、農産物や食品の輸出促進にも資するような農薬登録制度の国際調和に努めていきたいこと、農薬メーカー等関係者も国際調和を前提に開発を進めており、勉強会のような形でどのようなデータが必要か等についてお知らせし、農薬の安全性の向上だけでなく国際基準の設定にも貢献できるよう対応していきたいと考えている旨回答しました。

## (2) 第 33 回一般原則部会 (CCGP)

・議題 4「コーデックス手続きマニュアル：新しい様式に関するプレゼンテーション及び変更点に関する所見」について、山口隆司委員から、多くの加盟国から手続きマニュアルの印刷可能な仕様を提供してほしい旨要請があったことに関連し、今後どういうステップで決定されるのか、質問がありました。これについて、コーデックス事務局が今後、新版を作成する際に、今次会合で出された第 28 版の様式に関する意見を考慮するよう要請したもので、新版がいつ発行されるかに関する具体的な情報は特になかったが、事前に CCGP に諮られることはおそらくないと考えている旨回答しました。

・議題 5「コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正 (amendment) 及び改定 (revision) 指針の更新の提案」について、細野秀和委員から、「(1) 提案されているアプローチに関する議論」での ISO の発言について、「この分野での明確化を達成するのは複雑であることを認めた。」とあるがどういう意味か質問がありました。これについて、実際の議論において ISO がそのように述べたのではなく、ISO からは、ISO 基準の変更の 3 つのカテゴリ (correction (訂正)、amendment (追補)、revision (改訂)) について、correction (訂正) は誤りを正す目的であること、amendment (追補) は部分的な revision (改訂) と考えられ、通常別刷の文書として発行されること、revision (改訂) は new edition (新版) が発行されること等、手続きも含めて具体的な説明があり、その内容が少し複雑であったため、報告書においてはこのような記載となつたと理解している旨回答しました

・議題 7「コーデックス委員会の作業における国際非政府組織 (NGO) の参加原則のレビューと修正の可能性」について、森田満樹委員から、これまで NGO が参加してきた意義についてなぜレビューが行われているのか、経緯について質問がありました。これについて、第 83 回執行委員会（2022 年 11 月）において、コーデックス事務局から、オブザーバー資格を持つ NGO がコーデックス規格策定作業への参加以外にもコーデックスの作業を進めるために SNS、出版物、ウェビナー等を活用して貢献している場合があるが、このような活動は手続きマニュアル中の「コーデックス委員会の作業における NGO の参加の原則」の NGO の参加状況の評価規準に含まれていないため、「コーデックス委員会の作業における NGO の参加の原則」の修正が必要かどうかを第 33 回 CCGP で議論したい旨提案があったことを受け、第 45 回総会で承認され、今

次会合で議論することになった旨回答しました。

・同じく議題 7について、山口隆司委員から、NGO の参加状況の評価に基づき、貢献していないNGO に対し、これまで参加資格停止処分はあったか質問がありました。これについて、第82回執行委員会（2022年6月）において、コーデックス事務局から、NGO の参加状況のレビューの結果が報告され、レビュー期間中にコーデックスの活動への参加が確認できず、かつ回答期限またはそれ以降にリマインドを行った後も回答がなかった、あるいはオブザーバー資格の維持に関心がないことを表明した計9NGO に関し、FAO 及びWHO の事務局長にオブザーバー資格の失効を勧告し、うちコーデックスのウェブサイトのオブザーバーリストに情報がない8NGO は、既に資格が失効していると思われる旨回答しました。

・同じく議題 7について、NGO 代表の出席やコメントの提出において、「自らの組織のみを代表できることを確認した」とあるが、これまで他のNGO を代表して発言する事例があったか質問がありました。これについて、そのような事例があつたようだが、詳細は承知していない旨回答しました。

・議題 8「その他の事項」での「執行委員会に部会の議長をオブザーバーとして招聘するための手続きルールの見直し（中国からの提案）」について、辻山弥生委員から、過去の執行委員会でも同様の議論があつたが、執行委員会の参加資格の拡大を好まない国もあり、本件が執行委員会や総会で議論されると論争になることを懸念するが、今回の結果は執行委員会や総会で議論される予定か質問がありました。これについて、執行委員会や総会への付託事項として議論されることにはなっていない旨回答しました。

### （3）第46回総会（CAC）

・仮議題2「第84・85回執行委員会の報告」について、細野秀和委員から、第84回執行委員会において、食品表示部会（CCFL）における予防的アレルゲン表示に関するガイドラインの生産的な議論のため、分析・サンプリング法部会（CCMAS）下で行う食品中のアレルゲンタンパク質の検出方法及びサンプリング方法の検討作業にCCFL 関係者の参加を奨励する発言があつたことについて、今次総会で共有されるのか質問がありました。また、素晴らしい意見であるので、次回CCMAS（2024年6月予定）よりも前にCCFL 関係者に共有されるべきとのご意見をいただきました。これについて、第84回執行委員会では、CCFL の作業のモニタリングが行われ、日本から、部会をまたぐ作業が効率的に行われるようすべきとの観点で発言したものであること、一メンバーの発言として第84回執行委員会報告書には含まれたが、執行委員会で合意した結論とはなっておらず、また、本件は今次総会でのCCFL からの審議事項ではないため、総会で本件が具体的に取り上げられる可能性は低いが、第85回執行委員会において、CCMAS の作業のモニタリングが行われるので、可能であれば、同様の意見を述べて報告書に含まれるようにし、多くの関係者の目に留まるようにしていきたい旨回答しました。

・同じく仮議題2について、細野秀和委員から、第84回執行委員会において、国際がん研究機関（IARC）とJECFAによりアスパルテームの評価が重複して行われたことに関し、コーデックスの科学的助言プログラムが損なわれる可能性に懸念が示されているが、この懸念は今次総会で報告されるのか、質問がありました。また、今次総会で報告されない場合、WHO 内で議論が継続されるべきではないかとのご意見をいただ

きました。これについて、本件は、第 84 回執行委員会において、その他の議題で提起されたものであり、総会への勧告事項はないので、この議論自体が今次総会の本議題で取り上げられる可能性は低い旨説明しました。

・上記に関連して、松村雅彦委員から、IARC の対応はリスク評価の考え方を傷つけ、コーデックスのリスク評価機関である JECFA や JMPR のリスク評価を軽視することにもなりかねないと考えており、コーデックス委員会として懸念を表明すべきとのご意見をいただきました。

また、辻山委員からは、IARC の対応については WHO が対応すべきとのご意見をいただきました。

・上記に関連して、辻山弥生委員より以前 IARC がレッドミートの発がん性に関する発表をした際、コーデックス委員会及び日本政府は何か対応したのか質問がありました。これについて、コーデックス委員会では特に対応していないと認識しているが、政府の対応としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び国立がん研究センターのホームページで情報提供した旨、説明しました。(※注 本質問については、連絡協議会当日ではなく後日メールにて回答。)

・同じく仮議題 2 について、森田満樹委員から、特定の地域内で生産されているが国際的に貿易されている加工食品に関する規格検討について第 22 回アジア地域調整部会 (CCASIA、2022 年 10 月) から執行委員会に助言を求めていたが、執行委員会からの助言によりどのような影響が生じるのか質問がありました。これについて、第 85 回執行委員会の資料が現時点では未着のため、執行委員会からの勧告がどのような内容になるかわからないが、最近の地域規格提案には既に国際的に貿易されている食品や、加工度が高く、個別規格に馴染みにくい食品に関するものがあるため、地域調整部会での新規作業提案の検討に有益な助言となることを期待している旨回答しました。

・仮議題 4「部会の作業（採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等）」のうち、仮議題 4.1「アジア地域調整部会 (CCASIA)」から総会に諮られるバチルス属 (*Bacillus* species) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案について、菅沼修委員より、ステップ 5/8 にて最終採択される見込みであり喜ばしく、今後納豆の輸出促進をする観点では地域規格から国際規格にすべきと思うが、今後についてどのように考えているかとの質問がありました。これについて、納豆の規格ができて喜ばしいという意見もある一方、地域規格の乱立は望ましくないという意見もあると承知していること、まずは策定された規格の影響についての検証を行うべきと考えていること、コーデックス委員会も我が国もリソースが限られていることから、費やしたリソースに見合う結果があるかを踏まえて今後の対応を検討する必要があると考えている旨回答しました。

・仮議題 4「部会の作業（採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等）」のうち、仮議題 4.15「ジルパテロール塩酸塩（牛の肝臓、腎臓及び筋肉）の MRL 案」について、森田満樹委員から、ジルパテロール塩酸塩の MRL 案について今後どのようなプロセスで進むのか、質問がありました。これについて、今後、ステップ 7 として今次総会で議論しコンセンサスが得られれば又は投票により可決されれば、執行委員会のクリティカルレビューを経て、ステップ 8 の最終採択に進むこと、日本は、最終採択（ステップ 8）に向けたステッププロセスを進めること、MRL 案の最終採択を支持する立場で対応する方針である旨回答しました。

・同じく仮議題 4について、辻山弥生委員から、第45回総会で行われたステップ 6及び7を省略し最終採択（ステップ8）に進める手続きをとるかについての投票に過半数ではなく3分の2以上の賛成が必要だったとのことだが、投票ルールが以前と変更されたのか質問がありました。これについて、投票ルールの変更はなく、この場合は手続きの変更にあたるため、FAOの投票ルールに則って3分の2以上の賛成が必要であり、採択するかの決定の場合は過半数が必要である旨回答しました。

・仮議題8「科学の役割に関する原則文の適用」について、辻山弥生委員から、仮にオプション2が採用され、規格策定に反対の国が脚注に記載される場合、SPS協定上の影響やWTOパネルの議論の際に脚注に記載されている国が有利になるのか分析すべきとのご意見をいただきました。これについて、SPS協定に造詣の深い有識者に相談しており、脚注への記載による影響はない旨の回答を得ていること、脚注は各国の立場の歩み寄りのために使用される場合もあるが、コーデックスの議論の最終成果物である規格に反対意見を表明した国を記載することは望ましくないと考えており、我が国としては懸念を示している旨説明しました。

・仮議題9「新たな食料源と生産システム」について、菅沼修委員より、どのようにコーデックス委員会が関与すべきかよく検討してほしい、新規食品に関する技術は進歩しており、将来の我が国の産業構造にも影響する可能性があるとのご意見をいただきました。これについて、担当部署とも連携し産業界の動きも注視しながら検討していきたい旨説明しました。

・仮議題12「議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命」について、山口隆司委員から、今期で日本は地域代表国の任期を終えるが、今後はどのように執行委員会に関与していくのか質問がありました。これについて、今後は正式な参加資格がなくなるが、これまで継続して執行委員会に参加してきた知見を活かして、可能であれば新たな地域代表のアドバイザーとして参加していきたいと考えていること、地域調整国については、他のアジアメンバー国の希望や前回日本が務めてからの年数等も踏まえ将来的には検討していきたいが、議長を担う能力があるかということとも関係するため人材育成も含めての検討課題である旨回答しました。

・菅沼修委員より、第46回総会において多くの規格が最終採択される見込みと承知しているが、採択された規格が速やかにコーデックス委員会のホームページに掲載されることを期待しているとのご意見をいただきました。これについて、食品添加物部会(CCFA)やCCFL等で承認が必要なものもあり、掲載までに時間がかかる場合もある旨説明しました。

(以上)